

終身医療保険

プレミアムDX



[主契約] 無解約払戻金型終身医療保険 (Z02)

[特約] 手術特約 (Z02)・先進医療特約 (Z03)・7大疾病延長入院特約・ストレス性疾病延長入院特約 (Z02)・退院後通院特約 (Z02) 等

[募集代理店]

募集代理店については下記に記載の募集代理店、または同封の送付書類に記載の「募集代理店」をご覧ください。

※募集代理店は、保険契約締結の媒介を行い、保険契約締結の代理権はありません。

[引受保険会社]

チューリッヒ生命 (チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド)
〒164-0001 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス16階

DX-バ-通(B1604) 募16014-20160315



2016年4月

終身払・短期払

通信販売用

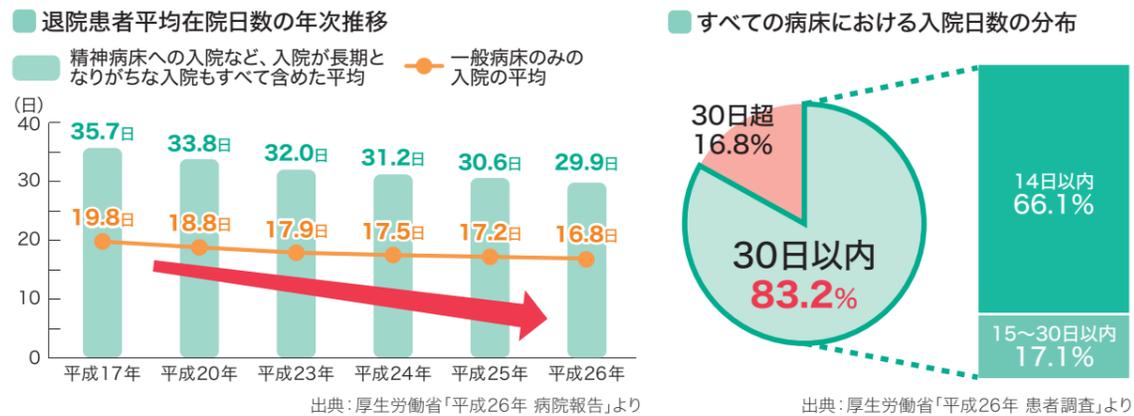
● 最近の入院事情について

チェック



83.2%の方が30日以内の短期入院となっています。

近年、医療技術の進歩により入院期間は短期化の傾向にあります。

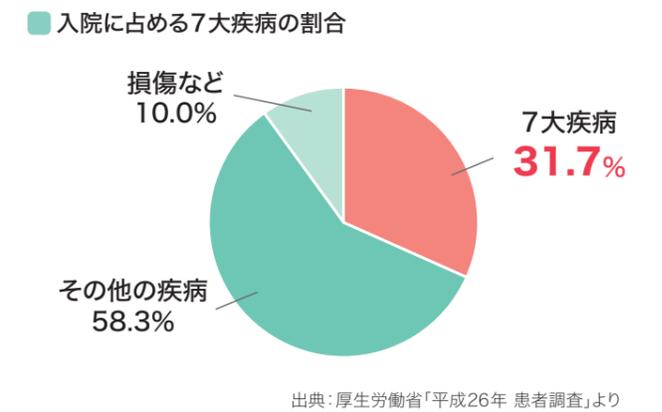


チェック



傷病にあわせて効率的に入院保障を準備することが大切です。

入院患者の3人に1人は長期化が心配な7大疾病で入院しています。

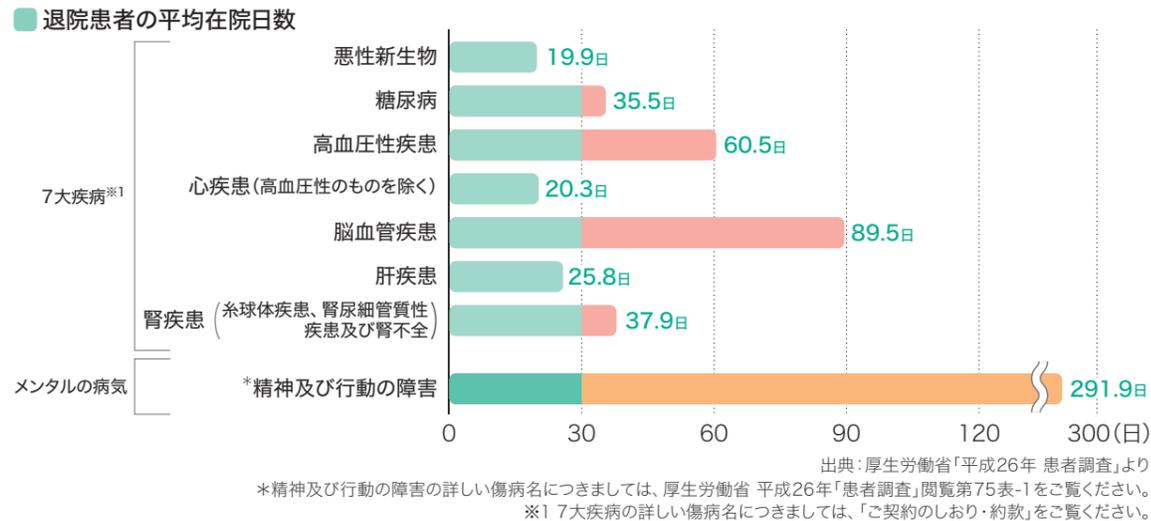


チェック



7大疾病^{※1}やメンタルの病気の入院は長引きがちです。

7大疾病^{※1}などの入院は30日をこえることがあり、メンタルによる病気は入院期間が長くなります。

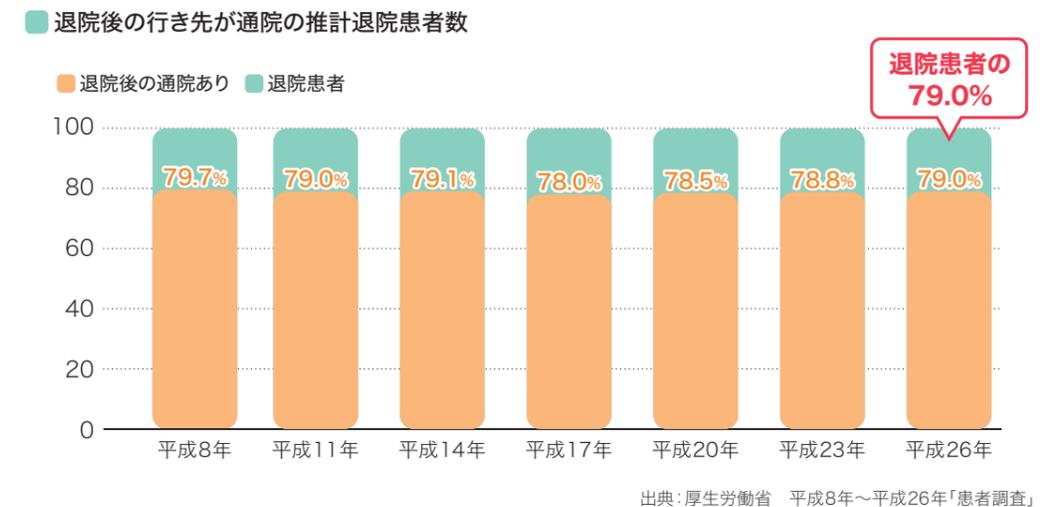


チェック



入院の保障に加えて、通院の保障も備えておくと安心です。

退院患者の約8割の方が退院後に通院しています。



終身医療保険プレミアムDXの6つの特長

1 ニーズに合わせて自由に保障を選べます。



2 短期化する入院日数に合わせて備えられます。

1入院の保障はニーズに合わせて2種類ご用意しました。

近年の入院傾向に合わせた **30日型** 30日型で不安な方の **60日型**

3 保険料は上がらず、一生涯の保障を備えられます。

更新がないので、保険料は加入時のまま上がりません。
年齢とともに上昇する入院のリスクにも備えられます。

4 長期入院が心配な病気に合わせた保障です。

7大疾病延長入院特約を付加した場合
ストレス性疾病延長入院特約(Z02)を付加した場合

入院が長引きがちな病気の保障日数を延長することができます。



5 健康保険が適用されない先進医療の技術料を保障します。

先進医療特約(Z03)を付加した場合

入院の有無にかかわらず、通算2,000万円までの先進医療にかかる技術料と同額の先進医療給付金をお受け取りいただけるので、治療の選択肢が広がります。

※先進医療による療養は、厚生労働大臣が定める特定の病院または診療所で行われるものに限りです。

6 退院後の通院や3大疾病の保障も備えられます。

退院後通院特約(Z02)を付加した場合
3大疾病診断給付金特約を付加した場合
3大疾病保険料払込免除特約を付加した場合

通院の保障や3大疾病で所定の状態になられた時の一時金や保険料の払込が不要となる保障を備えられます。

● 手厚い ● 2つのサービス

● 下記サービスは、チューリッヒ生命の終身医療保険プレミアムDXの契約者様・被保険者様と
そのご家族様にご利用いただけます。

1 健康や病気に関するお悩みをサポート メディカルサポート



ガン専用メンタルケアサービス

ガンに関するお悩みやご相談を無料のカウンセリングにておうちから行うことにより、患者様ご本人とご家族の方々に精神的なケアサポートをご提供いたします。

例えば、こんなご相談も… ● 医者にかかったらガンと診断された、どうすればいいかわからない…
● 経済的なこと、これから先の生活が心配だ…

健康・介護相談サービス

健康や介護に関することなら、いつでもご相談ください。24時間365日にわたって、健康・医療・介護などのご相談をお受けいたします。

例えば、こんなご相談も… ● 健康診断の結果が出たけど、どう読めばいいかわからないわ…
● 夜中、急に子供が熱を出した。どこか診療を行っている病院はないかしら…

セカンドオピニオンサービス

より良い医療や納得のいく治療方法を選択するために、主治医以外の医師に意見を聞くことができます。

例えば、こんなご相談も… ● 他に治療方法がないのか…専門分野の医師に相談してみたいな…
● 医者に手術しかないと言われたが、他の医師の意見も聞いてみたいな…

2 現代社会で頑張る皆さまの「心の健康」をサポート メンタルヘルスサービス

ご自宅からお気軽にカウンセリングが可能です。

電話カウンセリングサービス

臨床心理士・産業カウンセラーがご本人・ご家族のお悩みに対して親身になってカウンセリングを行います。

メールカウンセリングサービス

ご本人・ご家族のお悩みに精神科医や臨床心理士によるカウンセリングを行います。

臨床心理士などが職場や個人の問題をじっくりとお伺いいたします。

対面カウンセリングサービス

全国47都道府県、246拠点のカウンセリングネットワークを活用し、対面カウンセリングをご提供します。(臨床心理士、産業カウンセラー等が対応)個人情報厳守・完全予約制ですので、安心してご相談して頂けます。

※各サービスは当社提携先会社(株式会社ライフケアパートナーズ)より提供されます。それにより生じた、損害・損失については当社では責任を負いかねます。
※本サービスのご利用に際してお預かりした個人情報は、提携会社の個人情報取扱規定により管理されます。
※各サービスのご利用については一定の条件がございますのでご利用の際に各サービスのご利用方法・条件をご確認ください。
※各サービスは予告なく変更される場合があります。あらかじめご了承ください。(2015年7月現在)

終身医療保険プレミアムDXの保障内容

【A、B、C、Dプランの保険料算出基準】

保険期間：終身
 保険料払込期間：終身
 お申込可能年齢：満20歳～満75歳
 口座振替／クレジットカード支払

		自由設計プラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン		
基本保障	入院給付金	病気・ケガで入院されたとき 1入院30日限度 入院給付金 30日型 1入院60日限度 入院給付金 60日型 通算1,095日限度 日帰り入院にも対応 入院1日目から保障	【1入院支払限度日数】をお選びください 入院給付金 30日型 or 入院給付金 60日型 【入院給付日額】をお選びください 1日につき 5,000円 or 1日につき 10,000円	入院給付金 30日型 1日につき 5,000円	入院給付金 60日型 1日につき 5,000円	入院給付金 30日型 1日につき 10,000円	入院給付金 60日型 1日につき 10,000円	
	手術給付金	病気・ケガで所定の手術を受けられたとき 所定の骨髄移植術を受けられたとき ^{*1} *一連の手術とは…医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施されても手術料が1回のみ算定されることとなる手術 回数無制限 ただし、一連の手術*については60日間に1回まで 入院中の手術 外来での手術	1回につき 5万円 1回につき 5万円 1回につき 5万円	1回につき 5万円 1回につき 5万円 1回につき 5万円				
	放射線治療給付金^{*2}	病気・ケガの治療を直接の目的として所定の放射線治療を受けられたとき 回数無制限 ただし、60日間に1回まで	1回につき 5万円	1回につき 5万円	1回につき 5万円	1回につき 5万円	1回につき 5万円	
ご要望に応じて付加できる保障	7大疾病延長入院給付	1入院の支払限度に到達した日の翌日以後、または通算支払限度に到達した日の翌日以後に、7大疾病の治療を直接の目的として入院されたとき 入院日数無制限	付加 (入院給付日額と同じ) / 付加しない	1日につき 5,000円	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき 10,000円	
	ストレス性疾病延長入院給付金	所定のストレス性疾病の場合、入院給付金【30日型】【60日型】の1入院の支払限度日数が365日に拡大します。(通算1,095日限度) 1入院 365日まで	付加 / 付加しない	1日につき 5,000円	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき 10,000円	
	先進医療給付金^{*3*}	所定の先進医療による療養 [⚠] を受けられたとき 回数無制限	付加 / 付加しない	所定の先進医療にかかる技術料と同額(通算2,000万円限度)		所定の先進医療にかかる技術料と同額(通算2,000万円限度)		
	先進医療支援給付金^{*3*}	先進医療給付金の支払われる療養を受けられたとき *同一の先進医療による療養について1回限度	付加 / 付加しない	さらに一括で 15万円限度^{*7}	さらに一括で 15万円限度^{*7}	さらに一括で 15万円限度^{*7}	さらに一括で 15万円限度^{*7}	
	退院後通院給付金	入院給付金が支払われる入院をし、その入院の退院日の翌日からその日を含めて120日以内に、その入院の原因となった病気やケガの治療を目的として通院されたとき *1回の退院後の給付限度は30日(通算1,095日限度)	1日につき 5,000円 付加 / 付加しない	5,000円	1日につき 5,000円	5,000円	1日につき 5,000円	
	3大疾病診断給付金^{*6}	1回目 初めてガン(悪性新生物・上皮内新生物)と診断確定されたとき、または所定の急性心筋梗塞・脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始されたとき 2回目以降 前回の3大疾病診断給付金のお支払い事由に該当した日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、3大疾病の治療を直接の目的として入院されたとき 回数無制限 上皮内新生物も同額保障	*主契約の入院給付日額が5,000円の場合は、50万円が上限となります。 一括で 50万円 or 一括で 100万円 付加 / 付加しない	50万円	100万円	50万円	100万円	
	3大疾病保険料払込免除^{*5*}	初めてガン(悪性新生物)と診断確定されたとき、または所定の急性心筋梗塞・脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始されたとき、以後の保険料の払込みは必要ありません	付加 / 付加しない	50万円	100万円	50万円	100万円	
死亡・高度障害プラン^{*8}	死亡されたとき、所定の高度障害状態になられたとき	一括で100万円 付加 / 付加しない	100万円	100万円	100万円	100万円		
月払保険料は「別紙月払保険料表」にて算出ください。			2,422円	2,857円	4,012円	4,492円		

◆ ⚠ マークは8ページ参照

◆ *1～8は8ページ参照

● ご確認いただきたい事項について

6ページの注釈はこちらをご確認ください

- ※1 2種類以上の手術を同時に受けた場合には、1種類の手術についてのみお支払いします。
◆手術給付金は次の(a)(b)いずれかに該当する手術を受けたときにお支払いします。
(a)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象とされている手術
(b)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術
◆次の①～⑦の手術についてはお支払い対象にはなりません。
①傷の処置(創傷処理、デブリードマン)
②切開術(皮膚、鼓膜)
③骨・関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術
④抜歯
⑤異物除去(外耳、鼻腔内)
⑥鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)
⑦魚の目、タコ手術後縫合(鶏眼・胼胝切除後縫合)
- ※2 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、いずれか1つの放射線治療についてのみ放射線治療給付金をお支払いします。
- ※3 同一の被保険者において、当社の先進医療を保障する特約の複数加入はできません。
- ※4 先進医療給付金のお支払額が保険期間を通じて2,000万円に達した場合、【先進医療特約(Z03)】(先進医療給付金/先進医療支援給付金)は消滅します。
- ※5 3大疾病保険料払込免除では上皮内新生物は保険料払込免除の対象外となります。
- ※6 <保険契約の責任開始期について>
ガンに関する保障の責任開始期は、第1回保険料相当額のお払込みと告知がともに完了した日(保険期間の始期)を含めて91日目からとなります。
- ※7 ただし、3大疾病(10ページ参照)以外の疾病または不慮の事故等により先進医療給付金の支払われる療養を受け、その技術料が15万円未満の場合には、その技術料と同額。
- ※8 対象となる高度障害状態については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
高度障害についての保険金をお支払いした場合には、所定の高度障害に該当されたときからこの特約は消滅します。

⚠️ 「先進医療による療養」について

- ・「**先進医療**」とは、厚生労働大臣が定めた**公的医療保険制度適用前の高度な医療技術**をいいます。(最新の先進医療技術名および、実施している医療機関名については厚生労働省ホームページをご確認ください。)
「**療養**」とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。
- ・先進医療による療養は、**厚生労働大臣が定める特定の病院または診療所**で行われるものに限りです。
- ・ご契約日時点で先進医療の対象であった医療技術でも、**療養を受けた時点で先進医療の対象外となった場合、先進医療給付金・先進医療支援給付金のお支払いはできません。**

⚠️ 必ずご確認ください

お申込みの際には、ご契約についての大切な事項および保障内容の詳細などについて記載された「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

※「ご契約のしおり・約款」もご一読ください。

● 給付金のお支払い例

40歳 女性 自由設計プランの場合



40歳女性 自由設計プランで以下の保障を選択された場合

- ・入院給付金(30日型)…………… 1日につき 5,000円
- ・手術給付金…………… 1回につき 5万円
- ・放射線治療給付金…………… 1回につき 5万円
- ・退院後通院給付金…………… 1日につき 5,000円
- ・3大疾病保険料払込免除…………… 付加

肺がんと診断され、21日間入院、退院日の翌日から120日以内に30日の通院

入院給付金……………	(5,000円×21日)	105,000円
退院後通院給付金……………	(5,000円×30日)	15万円
3大疾病保険料払込免除……………	以後の保険料の払い込みは必要なし	

受取り金額合計 **255,000円**

35歳 男性 自由設計プランの場合



35歳男性 自由設計プランで以下の保障を選択された場合

- ・入院給付金(30日型)…………… 1日につき 5,000円
- ・手術給付金…………… 1回につき 5万円
- ・放射線治療給付金…………… 1回につき 5万円
- ・退院後通院給付金…………… 1日につき 5,000円
- ・7大疾病延長入院給付…………… 1日につき 5,000円
- ・ストレス性疾病延長入院給付金…………… 1日につき 5,000円
- ・3大疾病診断給付金…………… 一括で50万円

脳梗塞で1回手術を受け80日間継続入院し、退院日の翌日から120日以内に7日通院

入院給付金……………	(5,000円×30日)	150,000円
7大疾病延長入院給付……………	(5,000円×50日)	250,000円
手術給付金……………		5万円
退院後通院給付金……………	(5,000円×7日)	35,000円
3大疾病診断給付金……………		50万円

受取り金額合計 **985,000円**

お客様のご質問にお答えします

Q1 1入院の支払限度日数は30日で大丈夫？

A 入院日数の割合は、30日未満が8割強を占めています。近年、医療技術の進歩により入院日数が短期化しており、多くの疾病は30日でおおよそカバーできます。

Q2 入院が長期化する疾病にも備えた方がいいの？

A 入院日数は短期化していますが、7大疾病やストレス性疾病による入院は長引く場合が多く、7大疾病での入院割合は全体の約3割を占めています。7大疾病延長入院特約を付加すれば、7大疾病で入院された場合は入院日数分無制限に、ストレス性疾病で入院された場合は1入院365日まで保障され、入院が長引きがちな重い病気にも備えられます。

Q3 保障内容に出てくる3大疾病と7大疾病の違いってなんですか？

A 終身医療保険プレミアムDXのお支払い対象は下記の通りです。

	3大疾病	7大疾病
ガン	○*	○
糖尿病	—	○
心疾患	—	○
急性心筋梗塞	○	○
高血圧性疾患	—	○
脳血管疾患	—	○
脳卒中	○	○
肝疾患	—	○
腎疾患	—	○

※3大疾病保険料払込免除では上皮内新生物は対象外です。

お申込みの前にご確認ください事項

主契約	無解約払戻金型終身医療保険(Z02)		
特約	手術特約(Z02) 先進医療特約(Z03) 3大疾病保険料払込免除特約 ストレス性疾病保障付就業不能保障特約(Z02)	7大疾病延長入院特約 ストレス性疾病延長入院特約(Z02) 3大疾病診断給付金特約	退院後病院特約(Z02) 終身保険特約 リビング・ニーズ特約
保険期間	終身		
保険料払込期間	55歳払済・60歳払済・65歳払済・70歳払済、終身払(最低保険料払込期間 10年)		
契約年齢	満6歳～満75歳まで		
保険料払込方法	月払/年払のいずれか		

■このパンフレットに記載の保険料および保障内容は2016年4月現在のものです。

告知について

ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要な事柄についてお尋ねいたします。ご契約者様や被保険者様には、健康状態などについて事実をありのままに告知していただく義務があります。告知いただいた内容が事実と違っていた場合には、ご契約または特約が解除されたり、給付金をお支払いできないことがあります。

保険料の払込免除について

この保険契約では、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態に該当したとき、または責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態に該当したときは、会社は将来の保険料の払込みを免除します。なお、疾病により所定の身体障害状態になられても保険料払込免除事由には該当いたしません。

〈特約〉3大疾病保険料払込免除特約について

以下①～③の保険料の払込免除事由に該当したとき、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含みます)のお払込みを免除します。
 ①被保険者が責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後にはじめて悪性新生物と診断確定されたとき
 ②被保険者が責任開始期以後に所定の急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したとき
 ③被保険者が、責任開始期以後に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したとき
 ※上皮内新生物は保険料の払込免除の対象とはなりません。
 ※被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と診断確定された場合(90日以内に診断確定された悪性新生物の90日経過後の再発・転移等が認められる場合を含みます。)には、保険料の払込免除は行いません。
 ※この特約の中途付加およびこの特約のみの解約はできません。
 ※この特約と終身保険特約は同時に付加できません。

解約払戻金について

この保険は、つぎのとおり解約払戻金を抑制する仕組みで保険料を計算しています。

- [主契約]①保険料払込期間中
解約払戻金はありません。
 ②保険料払込期間経過後かつ保険契約の全ての保険料の払込終了後
主契約の入院給付日額の10倍の額をお支払いします。
 ※保険契約を解約する場合には、解約払戻金をご請求ください。
 [終身保険特約]解約払戻金をお支払いします。
 [終身保険特約以外の特約]解約払戻金はありません。
 ※減額した場合なども、同様の扱いとなります。

商品の詳しい説明および申込み手続き等に関するお問い合わせにつきましては、**カスタマーケアセンター** フリーダイヤル 0120-680-777 にお問合せください。(受付時間/月～金)午前9時～午後9時(土)午前9時～午後6時 ※年末年始および日・祝を除く)

チューリッヒ・インシュアランス・グループについて

チューリッヒ・インシュアランス・グループは、グローバル市場および各国市場において幅広い商品ラインアップを揃える世界有数の保険グループです。スイスのチューリッヒ市を本拠に1872年に設立され、55,000人を超える従業員を有し、世界170カ国以上の個人、そして中小企業から大企業までのあらゆる規模の法人およびグローバル企業のお客様に、損害保険および生命保険の商品・サービスを幅広く提供しています。持ち株会社であるチューリッヒ・インシュアランス・グループ社(銘柄コード:ZURN)はスイス証券取引所に上場しており、米国においては、米国預託証券プログラム(銘柄コード:ZURVY)のレベル1に分類され、OTCQXにて店頭取引されています。チューリッヒグループに関する詳しい情報はwww.zurich.comをご覧ください。(2015年2月12日現在)

グループ概要 (2015年2月12日発表)

設立 1872年
 最高経営責任者 マリオ・グレコ
 従業員数 グループ総数約55,000人
 収入 保険料 約548億USD(2014年度)
 事業利益 約46億USD(2014年度)
 総資産 約4,065億USD(2014年度)
 本社所在地 スイス連邦チューリッヒ市
 サービス提供網 世界170カ国以上
 インターネット・ホームページ www.zurich.com

会社概要 (2016年4月現在)

社名 チューリッヒ生命
 (チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド)
 所在地 東京都中野区中野4丁目10番2号
 中野セントラルパークサウス16階
 ホームページ www.zurichlife.co.jp



チューリッヒグループ本社ビル